

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公開番号】特開2008-104210(P2008-104210A)

【公開日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2008-017

【出願番号】特願2007-287961(P2007-287961)

【国際特許分類】

H 04 N 5/44 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2006.01)

G 09 G 5/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/44 Z

H 04 N 7/173 6 3 0

G 09 G 5/00 5 1 0 V

G 09 G 5/00 5 1 0 S

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月20日(2008.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

「通信衛星(CS)からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星(BS)からのテレビ放送用電波により、有線テレビ(CATV)放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、

を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項2】

「通信衛星(CS)からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星(BS)からのテレビ放送用電波により、有線テレビ(CATV)放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、インターネットなどの通信ネットワークを介して送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項3】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、

を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項4】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、

を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項5】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、インターネットなどの通信ネットワークを介して送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 6】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、

を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 7】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容を前記据置大型表示装置の表示内容と連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「テレビ放送電波又は有線テレビ放送用ケーブルにより送信されてくる或るチャンネルの番組の動画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に、「前記据置大型表示装置に表示されている番組の内容と関連する内容の動画像を含む番組であって、インターネットなどの通信ネットワークを介して送信されてくる他のチャンネルの番組の動画像」を表示させるための連携手段と、を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 8】

「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる番組」又は「外部の通信ネットワークを介して又は外部の記録装置から、取り込んだ又は送信されてくる情報」を表示するために、家庭の居間などにおいてユーザーの手元から離れた位置に据え置かれて使用される、大型の表示画面を有する据置大型表示装置と、

ユーザーの手元又はその近傍の位置で使用される、小型の表示画面を有する手元小型表

示装置と、

前記手元小型表示装置の表示内容と前記据置大型表示装置の表示内容とを連携させるための連携手段であって、前記据置大型表示装置が「ある画像」を表示する又は表示しているとき、前記手元小型表示装置に「前記据置大型表示装置の画面に表示された画像と関連する画像」を表示させるための連携手段と、
を備えたことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 までのいずれか一つにおいて、

前記連携手段は、前記据置大型表示装置に所定の信号を送信することにより、前記据置大型表示装置から、「前記据置大型表示装置の表示内容と関連する情報」を、前記手元小型表示装置に向けて無線により送信させるものであり、

前記据置大型表示装置は、前記連携手段からの所定の信号に基づいて、「前記据置大型表示装置の表示内容と関連する情報」を、前記手元小型表示装置に向けて無線により送信するものであり、

前記手元小型表示装置は、前記の据置大型表示装置から送信されてきた前記「関連する情報」を受信してこれを表示するものである、ことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 10】

請求項 1 から 8 までのいずれか一つにおいて、

前記連携手段は、前記手元小型表示装置に所定の信号を送信することにより、前記手元小型表示装置に、前記手元小型表示装置が受信する「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる情報」に基づいて、前記据置大型表示装置の表示内容と関連する情報を、表示させるものである、ことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 11】

請求項 1 から 8 までのいずれか一つにおいて、

前記連携手段は、「通信衛星（CS）からの電波若しくは地上波放送局や放送衛星（BS）からのテレビ放送用電波により、有線テレビ（CATV）放送用のケーブルにより、又は、インターネットなどに用いられる通信回線により、送られてくる情報」を受信してその情報を記録又は処理するためのネットワーク上のサーバー（ホームサーバーを含む）に備えられ、

前記手元小型表示装置は、前記サーバーからの情報を受信して表示するものである、ことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【請求項 12】

請求項 1 から 8 までのいずれか一つにおいて、

前記連携手段は、

所定の記録媒体もしくは記録装置から、所定の番組その他の情報を、前記据置大型表示装置に送信させるための第1の送信制御手段と、

所定の通信ネットワークを介して又は所定の記録媒体もしくは記録装置から、前記据置大型表示装置の表示内容と関連する情報を、前記手元小型表示装置に送信させるための第2の送信制御手段と、

を含むものである、ことを特徴とする、複数連携型表示システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】複数チャンネル型の複数連携型表示システム